商工会だより

発　行　津和野町商工会
本　　所　〒699-5605 津和野町後田ロ187
TEL:0856-72-3131　FAX:72-1389
日原支所　〒699-5221 津和野町日原225-1
TEL:0856-74-1221　FAX:74-1220
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ:https://tsuwano.shoko-shimane.or.jp/

報告事項

令和５年度第４回理事会を開催。
津和野町商工会第３期経営発達支援計画を承認、経済産業省に提出します。

令和５年１０月２６日(木)、津和野町商工会本所にて、「令和５年度第４回津和野町商工会理事会」が開催されました。当日は令和５年度予算の執行状況・監査報告、商業・工業・観光の各部会から活動報告などが行われ、特に今年改定する「津和野町商工会第３期経営発達支援計画」の内容について事務局からの説明があり、満場一致で承認されました。

経営発達支援計画とは、国の小規模事業者支援法により小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施する「経営発達支援計画」を策定し、経済産業大臣が認定をします。計画を策定しない場合、事業者の様々な支援に活用できる伴走型支援事業など有利な補助事業等が受けられなくなります。

■工業部会　津和野高校との交流事業（事業所紹介）開催

１０/１１（水）津和野高校体育館において第5回津和野高校との交流事業を行いました。本年度は１０事業所が参加され、自事業所の紹介をしながら高校生との対話により交流を深めました。

会に先立ち、津和野高校よりＲ１年度～Ｒ４年度において約１０％の卒業生が津和野町へＵターンしているとの情報もいただき、自社や町の魅力を伝えていくことで今後の若者の定住に期待したいところです。

熱心に話を聞く高校生

■観光部会　観光シーズン殿町清掃活動を行いました。

１０/２３（月）益田法人会津和野支部との共同により恒例の清掃ボランティアを行いました。当日は総勢４５名が集まり観光スポットである殿町付近の清掃にあたり、ほうきや雑巾を手に蜘蛛の巣を払い、街路灯を磨き上げました。ご協力ありがとうございました。

みなさん、お疲れ様でした。

秋晴れの…　秋のつわの鯉恋来いまつり開催

９月２４日（日）秋晴れのなか、今年も「つわの鯉・恋・来いまつり」が"秋まつり"として開催されました。今回のまつりは、「津和野駅前広場のステージイベント」や「御旅所での石見神楽と子供縁日」、今回新たなイベントスペースとして「津和野町役場増築棟」での津和野町との連携市町ブースによる特産品販売を行いました。駅前広場では、津和野町出身お笑い芸人「ムラムラタムラ」のショーや子供から大人まで大人気のキャラクターショーと内容盛りだくさんで行いました。また、「歩いてめぐろう！スタンプラリー」を今年も実施。来場者の方が各会場を巡り、町内各店舗の商品等購入することにより、抽選会で景品をゲット。 今年は東京往復航空券もありました。

この日は好天にも恵まれ、多くの町民の方や観光客が来場され大いに賑わいました。引き続き実行委員会で次年度の内容を検討していくことにしています。

石見智翠館高校吹奏楽部の演奏

青年部　活動報告

青年部では部員が少なくなってきていることから、部員増強に取り組んでいます。
４６～５０歳までのサポーター部員制度、商工会員でなくても入部できる賛助部員の枠を新たに設け、正部員４名、賛助部員２名、サポーター部員２名を迎え、１９名になりました。
今年度の活動では、春秋会より太皷谷稲成神社秋季大祭子供神輿の運営を引継ぎました。
また、つわの鯉恋来いまつりでは、昨年、津和野町で開催した県大会で講演をいただいた津和野町出身の石見智翠館高校：竹迫繁校長先生とのご縁から吹奏楽部をお招きし運営を担いました。
その他、日原夏の終わりの小さな夏まつり、津和野駅の夜市、本町えびす講に出店しました。
今後は、部員対象のインボイスの勉強会を行う予定です。
過疎化が進み、行事の開催が年々厳しくなる中、子供たちの笑顔が見られて、地域の発展に繋がるような活動を行ってまいります。

女性部　活動報告（●˙◡˙●）

9/4(月)邑南町香木の森へ行ってきました!!
おいしいランチと邑南町商工会女性部さんとの交流会や道の駅でのお買い物を楽しみました♪

10/15(日)には川本町商工会女性部15名が県女連の「おもてなしプラン事業」を活用して来町されました。
当日は「地酒と芋煮の会」の開催もあり、試食や散策を楽しんでいただきました。

日本遺産センターで説明を聞く女性部

10/12（木）石西地区商工会女性部研修会があり11名で参加してきました。
講演会の内容が「あなたのお店にデザイン思考を取り入れる」という事で実際にお店に飾れるポップの書き方のコツを教えてもらったり簡単に作れるディスプレー用品を作ってみました。
来年度は津和野町がこの研修会の引き受けとなりますので、楽しい企画を考えたいと思います。
部員の方にはご協力をおねがいします。

新聞紙を使ってハロウィンのかぼちゃを作りました

補助金情報（一部再掲）

下記の補助事業①・②は国のエネルギー価格高騰対策にかかる補助を受けて行うものです。

津和野町ではこの補助事業を活用し、生活を守り、事業を守り、雇用を守るべく町内経済三団体で協議を重ね、電気料金およびガス料金等の価格高騰を受けた事業者への支援策を策定しています。

電気代・ガス代の高騰は国民等しく苦しんでおり、事業所の負担も増加し収益を圧迫しています。ある事業所では最大で1,000万円を超える電気代の高騰に直面しているところもあります。こうした状況から、今回は国の趣旨に則り、エネルギー価格の高騰に対して補助を行う他、津和野町個別商業包括的支援事業に別枠で省エネルギーを目的とした設備等の更新に向けた取り組みに対しての補助事業を策定しています。

①津和野町中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援事業給付金

電気代・ガス代の高騰を支援するもの

補助対象経費･条件	補助率及び補助額	補助対象期間（支払い月で計算）
【補助対象経費】 事業の実施に要する電気料金･ガス料金（家庭で使用分･未払い分除く） 【条件】 従業員を要する企業 ※親族や専従者･役員のみで経営している事業者、家計と事業の経費の区分ができていない事業者は対象外。	給付金の交付基本額は右の補助対象期間によって計算した上昇額に15％を乗じた額。増加額は15 万円以上とし、 下記の金額以上の場合は 1,000 万円以上は 1.3 500 万円～1,000 万円以上は 1.2 300 万円～500 万円以上は 1.1 を交付基本額に乗ずる。	【基準期間】 ① 令和4年7月分～令和5年6月分 【比較期間】 ② 令和3年7月分～令和4年6月分 または ③ 令和2年7月分～令和3年6月分 予算に達した時点で終了 もう一度チェック

※申請様式は津和野町商工会に置いてあります。内容をご確認いただき申請漏れのないようにお願いします。

②津和野町飲食･商業･サービス業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

設備更新にかかるもの

補助対象経費	補助率及び補助限度額	補助対象期間
省エネルギー･省電力に資する設備更新費･機器導入費	補助対象経費の 2/3(税込み) ･補助上限→300,000 円	予算に達した時点で終了 令和 6 年 2 月 28 日までに完了

※申請を検討される方は要綱要領についてご説明いたしますので事前に商工会へご相談ください。すでに発注・購入したもの、中古品は対象になりません。

また、飲食・商業・サービス業に該当しない業種の方は申請できません。

要領要綱・申請用紙は津和野町のＨＰおよび商工会の窓口、ＨＰに掲示します。

最新の情報は商工会ホームページでご確認ください。☞ 津和野町商工会 検索

今後の事業について（お知らせ）～今年もやります。

■「歳末大感謝祭」

１０/１９（木）に商業部会が開催されました。部会では、町内の消費や活性化に向けた話し合いが行われ、今年も「歳末大感謝祭」を行うことになりました。この事業を活用して事業者の皆様も自事業所で何ができるか考えてみていただければと思います。

■忘新年会応援キャンペーン！

町内消費喚起策として今年も「忘年会・新年会応援キャンペーン」の実施が予定されています。対象店舗のご利用額（３，０００円/人～、４人以上）で「得々ドライブショッピング券」がもらえます。詳しくは今後のチラシでご確認ください。

新規会員事業所のご紹介

【お食事処 こすけ】

2023年7月にオープンしました。寒くなってきたのでおすすめのもつ鍋をやります！夜は居酒屋、昼はランチ営業あり。

住所:津和野町後田ロ201
電話：080-7805-5707
営業時間
11：30～14：00
17：00～22：00
定休日：日曜日

【あまからやSINOVU】

津和野駅から徒歩で約10分程度の立地にあります。日替わり定食、カレー、チャーハンなどシンプルなランチメニューが評判です。

住所:津和野町後田ロ369-4
電話：080-5231-0431
営業時間
11：00～17：00
定休日：水・木

１０月からインボイス制度が始まり・・・

１０月からインボイスが始まり、いろいろと苦労しながらご対応いただいていると思いますが、問い合わせの多かった「領収書の書き方」についてお知らせします。

なお、免税事業者で、2023年10月以降も免税事業者の方は、今と記載内容を変える必要はありません。
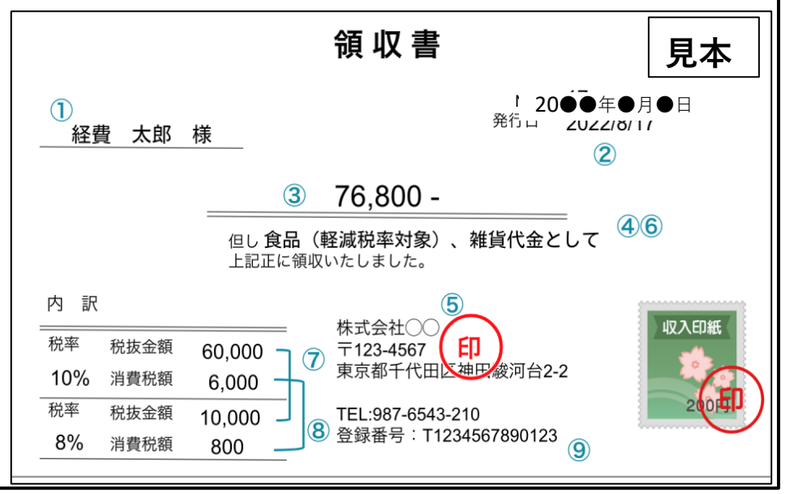
①交付を受ける者の氏名又は名称
②取引年月日
③取引金額(税込)
④取引の内容
⑤発行者の氏名または名称
⑥軽減税率の対象品目である旨（税率、軽減税率等の文言、＊などのマークなど）
⑦税率ごとに合計した対価の額（税込又は税別ともに可）
⑧税率ごとの消費税額
⑨登録番号（税務署に申請し登録）